

奈良教育大学国際学生宿舎規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成18年8月30日規則第84号

改正 平成22年3月25日規則第17号

改正 平成25年3月22日規則第11号

改正 平成27年1月29日規則第5号

改正 平成27年7月30日規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学学則（平成16年奈良教育大学規則第1号）第60条第2項の規定に基づき、奈良教育大学国際学生宿舎（以下「宿舎」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 宿舎は、奈良教育大学（以下「本学」という。）の学生及び国際交流や学術交流において、本学が受け入れる他大学の学生に勉学と居住の場を提供し、修学及び研究を容易にするとともに国際交流の促進に資することを目的とする。

(管理運営)

第3条 宿舎の管理運営責任者は、学長（以下「管理運営責任者」という。）とする。

2 宿舎の管理運営に関する重要な事項については、本学学生委員会（以下「委員会」という。）において審議する。

(入居定員)

第4条 宿舎の入居定員は、男子居住区画に男子70名及び女子居住区画に女子30名の計100名とする。

(入居願)

第5条 宿舎に入居を希望する者は、所定の入居願に必要書類を添えて、管理運営責任者に願い出なければならない。

(入居選考及び許可)

第6条 宿舎に入居する者の選考及び許可は、別に定める入居者選考基準に基づき委員会の議を経て管理運営責任者が行う。

(入居手続)

第7条 入居を許可された者は、指定の期日までに入居し、所定の入居届及び入居誓約書を管理運営責任者に提出しなければならない。

(入居許可の取消し)

第8条 管理運営責任者は、宿舎の入居を許可された者が、正当な理由なく入居しないとき、又は第5条の規定により提出した書類に虚偽があることが判明したときは、入居の許可を取消すものとする。

(入居期間等)

第9条 宿舍の入居期間は、原則として2年以内とする。ただし、当該学生の最短修業年限満了の日を超えることはできない。

(寄宿料)

第10条 宿舍に入居した者(以下「入居者」という。)は、国立大学法人奈良教育大学授業料その他の費用に関する規則(平成16年奈良教育大学規則第98号)に定める寄宿料を、所定の期日までに納付しなければならない。

2 休業期間の寄宿料は、前項の規定にかかわらず、当該休業期間前日までに納付しなければならない。

3 入居又は退去の日が月の中途である場合であっても、寄宿料の1か月分を納付しなければならない。

4 既納の寄宿料は、還付しない。

(経費の負担)

第11条 入居者は、維持管理費及び私生活のために使用する光熱水料等の経費を負担しなければならない。

2 前項の負担区分等は、別紙のとおりとする。

3 入居者は、前項の負担区分による経費を毎月所定の期日までに、管理運営責任者が指定する者に支払わなければならない。

(寄宿料の免除)

第12条 奈良教育大学授業料等の免除等に関する規則(平成16年規則第294号)に定めるところにより、寄宿料を免除することができる。

2 寄宿料を免除された者は、第11条の維持管理費を免除する。

(施設保全の義務等)

第13条 入居者は、居室及びその他の施設・設備等を常に正常な状態に保全することに留意し、次の各号に定める事項を守らなければならない。

一 居室を本来の目的以外に使用しないこと。

二 居室に許可なく工作を加えないこと。

三 防火・保健衛生及び災害防止等に留意し、快適な環境の保持に努めること。

四 管理運営責任者の指定する者の指示に従い、積極的にこれに協力すること。

2 入居者は、故意又は過失により施設・設備等を滅失、損傷又は汚損したときは、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(退去手続)

第14条 入居許可期間内に退去しようとする者は、あらかじめ退去願を管理運営責任者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 入居許可期間が満了し、退去する者は、退去届を管理運営責任者に提出しなければならない。

(退去措置)

第15条 入居者が、次の各号の一に該当するときは、管理運営責任者は速やかに退去を命ずるものとする。

一 本学学生の身分を失ったとき。

- 二 3か月以上にわたり寄宿料又は第11条に定める経費の納入を怠ったとき。
 - 三 第9条に規定する入居の許可期間が満了したとき。
- 2 入居者が、次の各号の一に該当するときは、入居の許可期間内であっても管理運営責任者は、委員会の議を経て退去を命ずることができる。
- 一 停学処分を受けたとき。
 - 二 休学・留学等により、3か月以上にわたり本学での修学が不可能になったとき。
 - 三 疾病その他の理由で保健衛生上共同生活に適しないと認められたとき。
 - 四 宿舍の風紀又は秩序を乱す行為があったとき。
 - 五 その他この規則に違反するとき及び宿舍の管理運営上著しく支障をきたす行為があったとき。

(退去時点検)

第16条 退去する者は、退去にあたり居室に附属する設備・備品等について管理運営責任者が指定する者の点検を受けなければならない。

(入居者以外の者の宿泊禁止)

第17条 入居者は、宿舍に入居者以外の者を宿泊させてはならない。

(事務)

第18条 宿舍に関する事務は、学生支援課において処理する。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、宿舍の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第84号)

この規則は、平成18年8月30日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年規則第17号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規則第11号)

この規則は、平成25年3月22日から施行する。

附 則 (平成27年規則第5号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。附 則 (平成27年規則第40号)

この規則は、平成27年7月30日から施行する。

国際学生宿舎経費負担区分

1 維持管理費

国際学生宿舎の維持管理を適切に行い、快適な宿舎生活を送れるよう、次の維持管理に充てるものとして入居者から月額3,700円を徴収する。

- (1) 個室内の壁、床、天井の内装劣化、損傷補修
- (2) 個室内の設備・備品の修理、更新
- (3) 共用部分の入居者が使用する機器（洗濯機、冷蔵庫）等の修理、更新
- (4) インターネット接続費用
- (5) その他、管理運営責任者が必要と認めたもの

2 光熱水料

- (1) 個室の光熱水料は、入居者が負担する。
- (2) 電気料金、水道料金、ガス料金の基本料は、大学と入居者で半額ずつ負担する。
- (3) 玄関、廊下、階段の電気料金相当分を定額として、大学が負担する。
- (4) 事務室での光熱水料の使用料金を定額として、大学が負担する。

3 その他

入居者が私生活のために使用するものは、入居者が負担する。